

## 船舶事故調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）  
委員 庄司 邦昭  
委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年1月27日 07時00分ごろ以降の滋賀県彦根市柳川漁港出港時刻～10時30分ごろの間）
発生場所	不明（柳川漁港～彦根市磯田漁港北東方沖の小型定置網の間）
事故調査の経過	<p>平成25年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一 <sup>りょうはま</sup> 両浜丸、1.3トン SG6-5024（漁船登録番号）、個人所有 8.35m(Lr)×2.08m×0.73m、FRP ディーゼル機関、25PS（動力漁船登録票による）、平成3年9月30日（登録）
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年5月25日 免許証交付日 平成20年6月18日 （平成26年5月24日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>船長は、琵琶湖東部の柳川漁港に係留していた本船ほか1隻の除雪を行うこと、及び同漁港西方沖1km付近に設置された小型定置網（以下「本件定置網」という。）の点検を行うため、平成25年1月27日07時00分ごろ自宅を出発して柳川漁港へ向かった。</p> <p>船長の家族は、船長の帰宅が遅いので、他の所有漁船（以下「所有船」という。）に乗り組んで本件定置網の周囲を探したものの、船長の行方が分からず、その後、船長の親族も加わって柳川漁港周辺の湖岸沿いを車で探していたところ、船長の親族が、09時30分ごろ～10時00分ごろの間において、彦根市磯田漁港北東方沖の小型定置網に停船している本船らしき船を見つけた。</p> <p>船長の親族は、所有船に乗り組んで磯田漁港北東方沖の小型定置網に向かい、10時30分ごろ、停船していた船が本船であり、無人で</p>

	<p>あることを確認した。</p> <p>船長の親族は、11時45分ごろ彦根警察署に通報し、警備艇等により、付近水域の捜索が行われたものの、船長は、行方不明となった。</p> <p>船長は、5月29日、本件定置網近くの柳川漁港西方の湖岸に漂着しているところを船長の家族に発見され、死因は、溺死と検案された。</p>																																				
気象・海象	<p>気象：</p> <p>柳川漁港の東北東方9.7km付近に位置する彦根地方気象台における本事故当日の気象観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻 (時:分)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>気温 (°C)</th> <th>天気</th> <th>視程 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07:00</td> <td>SE</td> <td>2.1</td> <td>-0.8</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>S</td> <td>1.0</td> <td>-0.4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>WNW</td> <td>5.8</td> <td>0.5</td> <td>雪</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>NNW</td> <td>2.6</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>W</td> <td>4.0</td> <td>2.2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>水象：波高 約20cm、水温 約6°C</p>	時刻 (時:分)	風向	風速 (m/s)	気温 (°C)	天気	視程 (km)	07:00	SE	2.1	-0.8	-	-	08:00	S	1.0	-0.4	-	-	09:00	WNW	5.8	0.5	雪	3.00	10:00	NNW	2.6	1.0	-	-	11:00	W	4.0	2.2	-	-
時刻 (時:分)	風向	風速 (m/s)	気温 (°C)	天気	視程 (km)																																
07:00	SE	2.1	-0.8	-	-																																
08:00	S	1.0	-0.4	-	-																																
09:00	WNW	5.8	0.5	雪	3.00																																
10:00	NNW	2.6	1.0	-	-																																
11:00	W	4.0	2.2	-	-																																
その他の事項	<p>本船は、発見されたとき、次の状態であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船首を東に向け、機関は停止して警報音が鳴っており、操縦ハンドルは若干前進側の位置にあった。</li> <li>・本船の推進器に定置網のロープが巻き付いていた。</li> <li>・外板に衝突による損傷はなかった。</li> <li>・甲板上に、除雪道具が置かれていた。</li> </ul> <p>船長は、発見されたとき、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船及び所有船に備えられていた救命胴衣は、全て所有船に残っていた。</p> <p>本船は、船首部に船首倉庫、船尾部に機関室口囲壁及び船尾倉庫2か所を有する平甲板船であり、船長が、ふだん腰を掛けて操舵を行っていた右舷船尾倉庫の上面からブルワーク上面までの高さは約18cmであり、船体中央部におけるブルワークの高さは約43cmであった。</p>																																				
分析	<p>乗組員等の関与 不明</p> <p>船体・機関等の関与 不明</p> <p>気象・海象の関与 不明</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、27日07時00分ごろ以降に柳川漁港を出港した後、10時30分ごろ、磯田漁港北東方沖の小型定置網において、無人の状態で見つめられたことから、この間において、船長が落水したものと考</p>																																				

	<p>えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が柳川漁港を出港した後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、舷側にさく、保護索等の転落防止のための設備を設けることが望ましい。</li> <li>・ 救命胴衣等の着用を心掛けること。</li> </ul>